保医発 0930 第９号
令和６年９月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和６年３月５日付け保医発 0305 第４号）を下記のとおり改正し、令和６年 10 月１日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

１　別添１の第２章第３部第１節第１款Ｄ００８（28）を次のとおり改める。

(28)　「52」の抗ミュラー管ホルモン（ＡＭＨ）は、不妊症の患者に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体としてＥＩＡ法、ＣＬＥＩＡ法、ＥＣＬＩＡ法又はＣＬＩＡ法により測定した場合に、６月に１回に限り算定できる。

２　別添１の第２章第３部第１節第１款Ｄ０１３（９）の次に次を加える。

(10)　ＨＣＶ抗体・ＨＣＶコア蛋白同時検出定性は、ＥＣＬＩＡ法により測定した場合に、区分番号「Ｄ０１３」肝炎ウイルス関連検査の「５」ＨＣＶ抗体定性・定量の所定点数を準用して算定する。

（参考：新旧対照表）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和６年３月５日保医発 0305 第４号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部～第２部　（略） 第３部　検査 １～18　（略） 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～Ｄ００７　（略） Ｄ００８　内分泌学的検査 （１）～(27)　（略） (28)　「52」の抗ミュラー管ホルモン（ＡＭＨ）は、不妊症の患者に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体としてＥＩＡ法、ＣＬＥＩＡ法、ＥＣＬＩＡ法又はＣＬＩＡ法により測定した場合に、６月に１回に限り算定できる。 (29)　（略） Ｄ００９～Ｄ０１２　（略） Ｄ０１３ （１）～（９）　（略）	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部～第２部　（略） 第３部　検査 １～18　（略） 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～Ｄ００７　（略） Ｄ００８　内分泌学的検査 （１）～(27)　（略） (28)　「52」の抗ミュラー管ホルモン（ＡＭＨ）は、不妊症の患者に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体としてＥＩＡ法、ＣＬＥＩＡ法又はＥＣＬＩＡ法により測定した場合に、６月に１回に限り算定できる。 (29)　（略） Ｄ００９～Ｄ０１２　（略） Ｄ０１３ （１）～（９）　（略）

(10)　ＨＣＶ抗体・ＨＣＶコア蛋白同時検出定性は、ＥＣＬＩＡ法により測定した場合に、区分番号「Ｄ０１３」肝炎ウイルス関連検査の「５」ＨＣＶ抗体定性・定量の所定点数を準用して算定する。 Ｄ０１４～Ｄ０２５　（略） 第２款　（略） 第３節～第４節　（略） 第４部～第 14 部　（略） 第３章　（略）	（新設） Ｄ０１４～Ｄ０２５　（略） 第２款　（略） 第３節～第４節　（略） 第４部～第 14 部　（略） 第３章　（略）